

新宿区教育委員会会議録

平成25年第12回定例会

平成25年12月6日

新宿区教育委員会

平成25年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年12月6日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 2時36分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事 長	井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝
調 整 主 査			

議事日程

- 日程第 1 議案第 59 号 第 19 期社会教育委員の委嘱について

選挙

- 日程第 2 新宿区教育委員会委員長の選挙について
日程第 3 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

報告

- 1 新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について（中央図書館長）
2 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

◎ 第59号議案 第19期社会教育委員の委嘱について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第59号議案 第19期社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

教育調整課長。

○教育調整課長 第59号議案 新宿区社会教育委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

議案の裏面が、第19期の委員の名簿でございます。任期は、新宿区社会教育委員の設置に関する条例第3条の規定により2年となっており、第19期は、本日平成25年12月6日から平成27年12月5日までとなっております。

委員の定数は、同じく第2条の規定により10名以内となっており、18期は10名の委員を委嘱しておりましたが、19期では記載のとおり9名の委員の方の委嘱を考えております。

委嘱委員の区分ですが、学校教育関係者は小学校長会、中学校長会から各1名、社会教育関係者は新宿区スクール・コーディネーター連絡会と、地域協働学校運営協議会から各1名、家庭教育関係者からは早稲田ミュージックラボ、家庭教育グループから1名、それから、新宿子育てメッセから1名ということで選出させていただいております。学識経験者は2名でございます。社会教育関係者は18期では小・中学校のPTAから各1名を委嘱しておりましたが、少し幅広く、ここ数年家庭教育の部分でかなり議論をしていただいておりますが、少し広い観点から協議をしていただくということ、それからPTA連合体への行政関係の委員委嘱が多いということで、少し負担の軽減を図る意味も考慮しまして、今回はPTAの委員を外させていただいております。PTAの皆様へは、役員会や会長会での情報提供を行っていく予定でおる次第でございます。

小・中学校の校長の大橋委員、榎本委員、それから家庭教育区分から出ている

中村廣子委員、学識経験者の笹井委員、藤後委員は18期からの引き続きでございます。小松委員、高山委員、中村洋子委員、古味委員は、今回初めて委嘱をさせていただく委員の方です。社会教育関係者がP T Aからの2名にかえて地域協働学校運営協議会からの1名となっており、結果として、委嘱委員数が10名から9名になっておりますが、この1名分につきましては、研究討議を行う上で必要が生じた際に、適任な方を委嘱していくことを考えております。

提案理由は、社会教育法第15条第2項に基づき、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。第59号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 委員につきましては、私、個人的にも何人かの方存じ上げております。とても素晴らしい方が多く含まれているので、適任だと全体的には思っております。

なお、説明にありましたように、教育委員会で所管する社会教育が少し限定されている現状があつて、家庭教育とか、P T A、あるいは学校支援というふうなところでやや限定された内容になっているかと思えますけれども、社会教育委員の審議に当たっては、なるべく関係行政機関との連携と言いましょるか、十分情報を得ていただくなどして幅広い視野で多面的な検討がなされるようお願いしたいと思えます。

そういうご説明でしたので、そういうふうになるだろうと期待をしております。

以上でございます。

○菊池委員長 ほかにご意見、ご質問どうぞ。

いかがでしょうか。

今回は、少し女性が多いようですが。特に意図はないですね。

○教育支援課長 附属機関といいますか、これの女性比率という場合につきましても、区全体で40%というような目標もございますので、それに少しでも貢献できるというか、近づいたような形で委員の人選を考えたところです。

○菊池委員長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第59号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第59号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

◎ 新宿区教育委員会委員長の選挙について

○菊池委員長 次に、選挙を行います。

「日程第2 新宿区教育委員会委員長の選挙について」、事務局から説明をお願いします。
教育調整課長。

○教育調整課長 「日程第2 新宿区教育委員会委員長の選挙について」ご説明をさせていただきます。

菊池委員長におかれましては、平成25年11月27日開催の教育委員会第6回臨時会において委員長の辞職について教育委員会の承認がありましたので、平成25年12月9日付で委員長を辞職されます。

つきましては、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法第12条第1項の規定に基づき、委員長を教育委員会で選挙をするものです。

なお、同項に、教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定されておりますので、教育長以外の委員の中から選挙していただくということになります。

新たに選任される委員長の任期は、同条第2項に1年と定められておりますので、平成25年12月10日から平成26年12月9日までの1年間となります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により単記無記名投票が原則でございますが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りします。

ご発議のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 指名推選方式で行うことを提案いたします。

○菊池委員長 ただいま今野委員より指名推選のご提案がありました。指名推選により行うと
いうことでよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 異議なしと認め、委員長の選挙は指名推選により行います。

指名推選についてご発言のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 委員長に白井委員を推薦いたします。

○菊池委員長 ただいま、白井委員が指名推選されました。

ほかにご発言のある方はどうぞ。

それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり、白井委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いします。

[同意する方は挙手]

○菊池委員長 それでは、出席委員全員の同意がありましたので、新宿区教育委員会委員長は、
白井委員に決定いたしました。

◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○菊池委員長 それでは、引き続き議事進行いたします。

「日程第3 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

教育調整課長。

○教育調整課長 日程第3は、委員長職務代理者の指定に関するもので、ただいま委員長選挙
が行われたため、新宿区教育委員会会議規則第7条第2項の規定により、改めて職務代理者
を指定していただくものです。職務代理者の任期は1年と定められていますので、平成25年
12月10日から平成26年12月9日までの1年間となります。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合
は、指名推選をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りします。

ご発議のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 指名推選により指定を行うことを提案いたします。

○菊池委員長 ただいま、松尾委員より指名推選の提案がありました。指名推選により行うこととよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は指名推選により行います。

指名推選についてご発言のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 羽原委員を推薦いたします。

○菊池委員長 ただいま、羽原委員が指名推選されました。

ほかにご発言のある方はどうぞ。

[ありませんの発言]

○菊池委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり羽原委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いします。

[同意する方は挙手]

○菊池委員長 それでは、被指名人を除き出席委員全員の同意がありましたので、新宿区教育委員会委員長職務代理者は羽原委員に決定いたしました。

以上で、本日の選挙は終了いたしました。

◆ 報告 1 新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、事前に配付してございます新宿区立図書館指定管理者の管理業務にかかわる事業評価の報告につきまして、ご報告をさせていただきます。

お手元に冊子があるかと存じますが、1枚おめくりください。

目次構成になってございます。事後評価の目的、以下評価結果まででございます。

次のページをおめくりください。

事業評価の目的でございますけれども、この中段のところに書いています、区が事業評価を実施する目的は、指定管理者が行う図書館サービスの成果や達成度、運営状況を明らかにし、図書館運営の効率化及びサービスの向上を図るために行うものでございます。

外部評価委員の評価につきましては、指定管理期間中の選定2年次、それから、また最終年度ということになってございまして、今年度は指定管理者の指定期間が25年度で満了するために、地域図書館全8館記載のとおり、事業評価委員会による事業評価を実施したものでございます。

今後、この改善点を事業運営に反映させることにより、図書館サービスの一層の向上につなげていくものでございます。

それでは、次の2ページをおめくりください。評価の概要でございます。

評価者でございますが、冒頭述べてありますように、新宿区立図書館の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱に基づいて、評価者としては、新宿区立図書館指定管理者事業評価委員会が評価をいたしました。

2番目に、事業評価委員会の構成が書いてございますが、お手数ですが、38ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらが、今回の事業評価委員会の委員名簿でございます。学識経験者2名、地域団体関係者3名、区立学校関係者1名、公認会計士1名、教育委員会職員として中央図書館長でございます。

またお戻りいただきまして、5番目でございますけれども、評価対象が区立図書館8館と各右に指定管理者名を記載してございます。

6番目の評価資料でございますが、提出された各館の事業報告書、それから各館の利用者アンケート、各館管理業務の自己評価をやっていただいておりますので、その自己評価、それから各館の視察、ヒアリングでございます。

後ほどもまた説明いたしますけれども、評価としては4段階の評価ということで、Aが大いに良好、Bが良好、これは水準どおり適切に行われているという評語でございます。Cが

軽微な改善を要する、Dが重大な改善を要すると、このような基準に基づきまして、評価を行ってございます。

評価の日程につきましては、2ページ目の3番目で、平成25年5月16日から9月5日まで、評価委員会を都合5回開催いたしまして、25年11月に報告書を作成したものでございます。

次に、4ページ以降は、評価対象施設ということで、各区立図書館の概要を記載してございますので、説明は割愛させていただきます。

それで、評価結果でございます。

評価結果でございますが、13ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、区立四谷図書館でございます。表側のほうに図書館資料の整理・保存、利用者サービス、館内利用及び館外貸し出し、また、3番目に親しみがあり安心できる図書館づくり及び施設管理、それから次のページに参りまして、各館の図書館サービスの事業、執行体制及び管理運営ということで、それぞれ中ほどに細目と評価視点を掲載してございます。

四谷図書館でございますが、資料の管理業務につきましてはA、レファレンスサービスがA、子ども読書活動の推進がA、明るい雰囲気づくりがA、以降、次のページでございますけれども、総合が良好であるということで、水準どおり適正に行われているというものでございます。

次に、鶴巻図書館でございますけれども、AとCの部分だけを今後ご説明させていただきます。鶴巻図書館子ども読書活動の推進がA、明るい雰囲気づくりがA、利用者への情報発信がA、次のページに参りまして、総合が良好である。水準どおり適正に行われているということでBでございます。

次に、角筈図書館でございます。17ページでございます。

図書館資料の管理業務がA、明るい雰囲気づくりがA、利用者への情報発信がA、そして次のページに参りまして、新宿区立図書館の各館の図書館サービス事業の中で区立図書館の実施拠点としてのビジネス情報支援につきましてもA、そして、Cのところでございますけれども、5番目の執行体制及び管理運営の中で、人材確保と配置の中で、離職率は低いのですが、館長補佐クラスの職員が3名交代しているということで、そういった責任的な立場ということを考えて一層の安定に努めてほしいということから軽微な改善を要するということでここはCとなっております。

なお、全体といたしましては、良好である、水準どおり適正に行われているというものでございます。

次に、西落合図書館でございますが、子ども読書活動の推進がA、利用者への情報発信がA、そして次のページに参りまして、総合評価が良好である、水準どおり適正に行われているものでございます。

それから、次に、戸山図書館でございます。図書館資料の管理業務がA、子ども読書活動の推進がA、明るい雰囲気づくりがA、それから利用者への情報発信がA、そして次のページに参りまして、Cがついているところでございますが、執行体制及び管理運営の中で、職員の資質の向上ということで、障害者の拠点館、障害者サービスの拠点館ということもあるのですが、図書館独自として研修計画をつくって、障害者の方のご利用が多いというような独自の専門研修を充実させるということが一つの指摘になりまして、ここについては軽微な改善を要するという事でCになってございます。

次に、北新宿図書館でございますが、23ページ、明るい雰囲気づくりがA、それから次のページに参りまして、全体といたしましては良好である、水準どおり適正に行われているというものでございます。

次に、中町図書館でございますが、25ページ、子ども読書活動の推進がA、そして次のページに参りまして、全体が良好である、水準どおり適正に行われているということでBでございます。

次に、大久保図書館でございます。こちらにつきましては、次の28ページでございますが、執行体制及び管理運営の中の項目で、離職率、離職者がほかの館と比較して高いというようなことで、安定させるべきというようなことで、その点の指摘もございましてCというふうに委員会のほうで評価をしたものでございます。

29ページ以降は、総括でございますが、基本的には、各館で評価された部分を掲載してございまして、その中でも、29ページでございますけれども、下から4行目、収支報告についても評価をさせていただいております。協定書に基づく収入の範囲内で適切に執行されていることを確認することができるとなっております。

以降、各区立図書館の評価の総括につきましては、この収支報告につきましても、すべての図書館適切に執行されているということが確認されてございます。

後ろに参考資料といたしまして、指定管理者の管理業務にかかわる事業評価に関する要綱と、それから先ほどご説明いたしました評価委員会の委員、それから、39ページ以降に各図書館の利用実績を掲載してございます。

雑駁ではございますが、ご報告をいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 今、詳しくお話しをいただきましたけれども、私も資料全般的にざっと見させていただきまして、感想でございますけれども、各図書館、地区館として地域の歴史文化や産業などに応じて、非常にきめ細かな特色のある事業が随分展開されているように思いました。全部並べてみるとそれがとてもわかる感じで全体的に特色の生かした図書館活動がなされているのかなという印象を持ちました。

また、指定管理以降の数字もありましたけれども、個人登録数だとか、貸し出し冊数なども数字でも増加をしている、あるいは利用者のアンケートで満足度も高いというふうなことで、全般的にいい印象で読み取りました。また、説明を聞きました。

幾つか評価の中には改善にかかわるようなものも細かなところであるようですので、そのあたりもぜひ各館に助言というのか、指導というのかを細かにやっていただいて、さらに改善が進むといいなと思いました。

以上でございます。

○菊池委員長 ほかにご質問、ご意見。

白井委員。

○白井委員長職務代理者 この事業評価委員会による評価は、指定期間中2年目と今回の最終年度という形で外部委員から2回ご意見を伺っているということですが、その2年目と比較して内容的にこの評価がアップしたと言える図書館というのはありますでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 総合評価のところで見ますと、評価基準はこのとおりで導入2年次もやっております。そういう意味で、総合評価につきましては、良好である、水準どおり適正に行われているというところは引き続き同様でございます。

あと、細かい部分での変動ですけれども、例えば、過去の評価の中で、特にCがついているところ、例えば中町図書館ですとレファレンスサービスなどがCという項目になってございますが、今回、改善をされているということと、あとは、全体として、項目ごとのA評価が少しふえている、そういうような傾向にございます。

それから、Cの評価の部分でございますけれども、戸山図書館ですが、前回の導入2年次の調査のときには、やはり内部体制ということで、意思決定の仕組み、そういうようなこと

の指摘がございました。これについても、今回は改善されているということでございます。

○白井委員長職務代理者 それでは、もう一つ、今回の評価でCとなった図書館が3つほどありますよね。この図書館は前回との比較では同じような評価でしょうか。それとも、ちょっと悪くなってしまったというふうな見方でしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 前回のときは、ただいま申し上げました2館が、それぞれ1項目ずつC評価がついたわけでございますけれども、今回、特に雇用の安定とか研修体制、戸山図書館、先ほど言いましたけれども、研修体制とか、そういったものが今回逆に前回と比較してCになったということでございます。

○白井委員長職務代理者 でいうと、例えば18ページ、角筈の人材確保と配置がCという評価になっていますけれども、これは、前回はいかがだったのでしょうかという質問です。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 角筈図書館は、この部分は、前はBでございました。今回、この辺のあたりが指摘されているところというのが、雇用の安定、特に館長補佐クラスというところで今回Cになったんですけれども、角筈図書館と大久保図書館、その2館がこの部分でのC評価と、軽微な改善を要するというふうに変ったところでございます。

○菊池委員長 それでよろしいでしょうか。

○白井委員長職務代理者 はい。

そういう点では、今後のこの事業評価をどのように生かすかという点について、どのようにお考えなのか聞かせてください。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 来年度から、指定管理者が選定ということで、それぞれの同じ指定管理者ということもございますが、かわる指定管理者もございます。そういうことにつきましては、これを指定管理者のほうにもお示しをし、また、ホームページ等でも公開をして、それで引き続き利用者のご要望に答えられる図書館、それから、また今回指摘がありましたように、雇用継続とか、そういったものへの配慮というものは中央図書館として指導して改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○白井委員長職務代理者 はい。

○菊池委員長 ほかにご質問、ご意見。

松尾委員。

○松尾委員 質問ですが、角筈図書館の18ページのところに、ビジネスライブラリアンの資格取得という文言が出てまいりますが、これはどのようなものでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 これは、ビジネスライブラリアン協議会が国立国会図書館の職員等を招いてそういった研修がございまして、何か試験を受けるということではなくて、そういったような講習を受けて、ビジネス情報支援に役に立つと、いわゆる諸資格は持っているんですけども、もっとサブジェクト、主題テーマに関する知識を深めていただいて、また、情報提供も適切に行えるようなスキルをアップしていただくという、そういうものでございます。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 資格取得とありますが、研修を受けると資格が取れるということですか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 講習の中ではレポートですとか、また小テストのようなものもあるというふうにはうかがっておりますけれども、基本的には、それをクリアすれば資格を取れるというようにございます。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 その少し上のところに、ここだけではありませんが、専門職員の比率というのが出てまいりますが、ここで言っている専門職員というのは、どのような幅でとらえられているのでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 こちらは、司書資格ということでございます。有資格者というのは司書の資格を持っているパーセンテージということでございます。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 先ほどのビジネスライブラリアンというのは、既に司書資格を持っている人で、なおさらにその地域特性にあったスキルを身につけると、そういう位置づけでよろしいのでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 そのような位置づけになってございます。

○松尾委員 わかりました。ビジネスライブラリアンと呼ばれるもののほかにはそういったある程度分野を区切った形での専門的な資格と申しますか、スキルのあり方というものはござ

いますでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 こちらのビジネスライブラリアンというのは、一つの資格のような言い方になってございますけれども、障害者サービスでありますとか、そういうようなものについてもいろいろな方法、手法を学んでいただくというような講習会なり研修というのが結構ございます。またそれぞれ都立図書館でありますとか、そういうところ、また、中央図書館でも、そういう地域図書館を対象にした研修会なんかもやっております、それは結構幅広い形でやっているところでございます。

○菊池委員長 私も、これを拝見しまして、非常に高評価であるなと思います。特に地域によって、特性を生かした内藤とうがらしとか、染色とか、そういうものも図書館で活動をやっているようですし、その規模に応じて適正なことをやっていると。私は、かなり好意的にとらえることができましたけれども。今後も、また新たにかわりますので、さらなる上を目指して行っていただきたいと思います。

ほかにご質問がなければ報告1の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で、報告2その他となっておりますが、事務局から報告がございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 2時36分閉会